

5月7日現在案

金融商品の時価開示のレベル

- ・（ ）内は実務指針の参照項を指す
- ・ は該当あり、×は該当なしを指す
- ・ は該当はあるが、現状より狭くなることを指す

1. 現状

時価（＝公正な評価額）	対象となる主な金融商品		
	債券	株式	デリバティブ
市場価格に基づく価額			
合理的に算定された価額	(63項)	× (63項ただし書き)	(63項)
時価がない	(93項)		(104項)

2. 考え得る案

A案：現状と同じものとする

B案：債券・貸付金については、時価がないものはないとする

時価（＝公正な評価額）	対象となる主な金融商品			
	債券	株式	デリバティブ	貸付金 借入金
市場価格に基づく価額				
合理的に算定された価額	(63項)	× (63項ただし書き)	(63項)	
客観的な時価の算定を行うことが困難（時価がない）開示においても対象外	×		×	×

（理由） 貸付金についても時価を開示することとなるが、「時価のない債券」に準じて考えると、開示対象が限られてしまう。

国際的な会計基準に基づく開示では、債券及び金銭債権に関して、客観的な時価の算定を行うことが困難なものとはされていない（非上場株式の一部のみ該当する）。

<検討点>

- ・開示のみならず、債券に関するB/S認識も異なってくる（Q&A Q17の修正が必要）

C案：債券・貸付金について、時価がないものは限られものとする

時価（＝公正な評価額）	対象となる主な金融商品			
	債券	株式	デリバティブ	貸付金 借入金
市場価格に基づく価額				
合理的に算定された価額	(63項)	× (63項ただし書き)	(63項)	
客観的な時価の算定を行うことが困難（時価がない）開示においても対象外			?	

<検討点> この場合も債券に関するB/S認識がこれまでと異なってくる（Q&A Q17の修正が必要）

（財）財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。